

## = 仙台市 =

## 子ども医療費助成事務のしおり

平素より、本市の医療費助成事業に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども医療費助成事業につきまして、裏面3(3)の返戻依頼先及び裏面下部のお問い合わせ先の一部が、令和4年4月から変更になりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、併せて事務手続きについてご案内いたしますので、事務の参考としてご高覧くださいようお願い申し上げます。

## 1 医療費助成制度について

この制度は、仙台市に居住する子どもに対して、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

所得制限を設けており、所得制限限度額未満の場合は「受給者証」を交付しております。なお、所得制限限度額以上の方は支給停止となり、助成を受けることができません。また、生活保護を受給している場合は、助成を受けることができません。

※入院時の食事にかかる負担金(食事療養費の標準負担額)や差額ベッド代等は助成の対象になりません。

※仙台市の心身障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成については、「心身障害者 母子・父子家庭医療費助成事務のしおり」をご覧ください。

## 2 利用者一部負担金と仙台市子ども医療費助成公費負担者番号

## (1) 通院時の利用者一部負担金

小学校1年生以上の通院で初診料・初検料を算定した場合は500円の利用者一部負担金が発生します。医療機関窓口にてご負担いただきます。調剤薬局等初診料・初検料が発生しない医療機関は利用者一部負担金は発生しません。

## (2) 入院時の利用者一部負担金

小学校1年生以上の入院の場合、1入院につき10日を限度として1日500円の利用者一部負担金が発生します。11日目以降は利用者一部負担金は発生しません。

## (3) 受給者証の色は、全てピンク色となります。

【利用者一部負担金表】※受給者証に記載しております。

	0歳～6歳の年度末(未就学児)	小学校1年生～中学校3年生の年度末
通院	なし	初診・初検時 500円 再診時はなし
入院		1日 500円 1入院で 5,000円まで

## (4) 公費負担者番号 次のとおり、行政区別に異なる番号を定めています。

【仙台市子ども医療費助成公費負担者番号】

行政区	公費負担者番号	行政区	公費負担者番号
仙台市青葉区	83040956	仙台市太白区	83040980
仙台市宮城野区	83040964	仙台市泉区	83040998
仙台市若林区	83040972		

### 3 医療費の請求方法と医療機関での事務手続きについて

#### (1) 医療費の請求について

受給者の加入する健康保険により、次のとおり処理してください。各々の請求書等の作成にあたりましては、宮城県子育て支援課作成の「乳幼児医療費公費負担事務の手引」を参照してください(宮城県のホームページに掲載しております)。

請求された医療費は、宮城県国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を行います。

利用者一部負担金について、国民健康保険等の併用レセプトで請求する場合は、下段の一部負担金記入欄にご記入ください。社会保険等で乳幼児医療費請求書(社保用)にて請求する場合は、「乳幼児医療請求額」欄に医療費助成の対象となる金額をご記入ください。

保険区分	請求方法
仙台市国民健康保険／宮城県建設業国民健康保険組合／全国土木建築国民健康保険組合／宮城県医師国民健康保険組合／宮城県歯科医師国民健康保険組合	併用レセプトにより、保険給付分と子ども医療費助成分を宮城県国民健康保険団体連合会に請求する。
各種社会保険組合 上記以外の国民健康保険組合	乳幼児医療費請求書(社保用)により宮城県国民健康保険団体連合会に請求する。(保険給付分は医療保険に請求)

#### (2) 医療機関窓口における高額療養費相当分の徴収について

##### ◎限度額適用認定証の提示がない場合

受給者の加入する健康保険が各種社保・国保組合の場合で、自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の計算式に準じて高額療養費相当分を窓口で徴収してください。

※健康保険各法の規定により支給を受ける事ができる高額療養費相当分については、本市の医療費助成の対象とはなりません。

##### ◎限度額適用認定証の提示がある場合

高額療養費分につきましてはレセプトにて医療保険者へ請求してください。

#### (3) 返戻について

国民健康保険等の併用レセプトで請求している場合は、各医療保険者へご連絡ください。社会保険等の乳幼児医療費請求書(社保用)で請求している場合は、返戻依頼を仙台市子供未来局子供支援給付課(令和4年3月以前は仙台市子供未来局子供保健福祉課)へご提出ください。

※返戻依頼の様式については、宮城県国民健康保険団体連合会のホームページからダウンロードできます。

### 4 償還払いについて

受給者証を提示するのを忘れた場合等の理由により、一部負担金の支払いを済ませている場合は、受給者には償還払いの方式により助成金の支払いを行います。

手続きについて問い合わせがあった場合は、下記のお問い合わせ先をご案内ください。

### 5 医療費助成制度のお問い合わせ先

医療費助成制度のお問合せについては、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】 令和4年4月から仙台市子供未来局のお問い合わせ先が変更になります。

●制度・受給資格の確認については、区役所または総合支所へお問い合わせください。

青葉区役所保育給付課	TEL225-7211	宮城野区役所保育給付課	TEL291-2111
若林区役所保育給付課	TEL282-1111	太白区役所保育給付課	TEL247-1111
泉区役所保育給付課	TEL372-3111	宮城総合支所保健福祉課	TEL392-2111
秋保総合支所保健福祉課	TEL399-2111		

仙台市子供未来局子供支援給付課※ TEL214-8202 Fax214-8610

※令和4年3月以前は仙台市子供未来局子供保健福祉課